

下川町議会議員選挙及び下川町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例パブリックコメントへの回答について

番号	ご意見の内容	回答
1	<p>○選挙運動用自動車について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名前連呼だけの騒音公害以外の何物でもない。有権者に何も得るものがなく、今の時代に適応せず健全な選挙運動とは程遠い。 ・下川町は未来都市構想、SDGs等を宣言し未来の街づくりを目指しているが、同時に過去の清算改革も同時進行しなければならない。 ・告知端末の検討がされていると聞いているが、時代に合った方法で人物政策等の周知可能性も考えられる。 ・町財政状態を考え各種補助金の見直しの中で全くの無駄であり反対する。 	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>今回の条例制定の趣旨は、町村選挙における立候補者負担の軽減及び議員等のなり手不足の解消を目的として公職選挙法が改正されたことから、本町においても法改正の趣旨を踏まえ町村選挙における立候補に係る環境改善を図るものです。</p> <p>また、選挙運動は、候補者の資金力によって選挙活動に差がつかないよう公職選挙法により期間や方法が細かく定められており、候補者は法で定められた範囲内で精一杯有権者に訴えようとしていることでもあり、騒がしいと批判を受けることもありますが、立候補者の申し合わせ等なるべく地域の皆さんにご迷惑をおかけしないように活動されており、選挙運動期間中は有権者の方々にご理解をお願いしたいと思います。</p> <p>ご意見いただきました選挙運動の在り方については、今後の時代に合った選挙運動が展開されるよう、ご意見を参考に法律の範囲内で今後検討が必要と考えます。</p> <p>つきましては、今回の条例制定の趣旨は、前段ご説明しました内容のとおり、候補者間の選挙運動の機会均等を図るものですので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
2	<p>選挙運動は本来弁当持参でお手伝いするのが理想ですが、昼食のみ上限（人数・金額）を設けて負担することを検討して頂きたい。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>選挙運動（選挙に関するルール等）については、公職選挙法により定められており、食事の提供については、そのルールの中で定められております。</p> <p>そのため、選挙において公費負担できる項目についても、法により定められた項目が対象となり、今回法改正により選挙運動用自動車・選挙運動用ビラ・選挙運動用ポスターについて、町村選挙において公費負担が可能となったもので、食事の提供については、対象外となっており、ご意見いただきました昼食代については法において公費負担の対象に含まれておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>